

美咲でぶどうづくりを始めよう Misaki de budou



美咲でぶどうづくり
を始めませんか？

美咲町では美咲町ぶ
どうづくり総合対策
事業を始めます。

農地を持ってない方、
セカンドライフにぶ
どう作りをお考えの
あなたに朗報です。

1 新規栽培者施設支援金

新規就農者等がぶどう棚、ハウスなどの施設整備に係る国補助事業に取り組む場合、自己負担の一部を支援します。

【補助率等】 最長2年間で総額1人あたり100万円を上限。

事業対象経費のうち自己負担相当分を導入する施設の耐用年数で除した額

2 用地提供者管理支援金

ぶどう農地の貸付に協力いただいた方で、新規就農者等が決まるまでの間の固定資産税相当分を支援します。

【補助率等】 対象地の固定資産税相当分（最長3年間）

3 就農支援金

県事業で対象となっていない40歳以上～65歳未満の新規就農者等を支援します。就農奨励金（県事業）の対象者は対象としない。

【補助率等】 10万円/1件

4 就農前研修補助

申請時65歳未満の新規就農者等に研修費相当分を補助します。また指導農家に係る補助を行います。

新規就農者育成総合対策事業（国事業）トータルサポート事業（県事業）の対象者は対象としない。

【補助率等】 3万円/月 ただし、研修期間は年間9か月とし、70日以上の研修を実施するものとする。（最長2年間）

※ 本事業は2の事業で提供が決まった農地で事業を行うなど条件があります。

お問い合わせは 美咲町役場産業観光課 TEL (0868) 66-1118